平成２５年（フ）第４４５号
岡山県倉敷市下津井吹上281番地１、旧住所
岡山県倉敷市生坂2231番地１
破産者　田邊智恵子
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４６号
岡山県倉敷市下津井吹上281番地１、旧住所
岡山県倉敷市生坂2231番地１
破産者　田邊江里奈
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４７号
岡山県倉敷市下津井吹上281番地１、旧住所
岡山県倉敷市生坂2231番地１
破産者　田邊　陽菜
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９９号
広島県三次市十日市西４丁目10番５号
破産者　池本釣漁具株式会社
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
千葉県船橋市田喜野井６―14―10　エクセルイナバ203、住民票上の住所千葉県船橋市習志野５丁目２番２―608号
破産者　渡邉　敏之
１　決定年月日　平成26年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６８号
千葉県船橋市三山６丁目39番６号　№２コーポニューセブン102号
破産者　鈴木　松子
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０号
千葉市花見川区千種町169―１
破産者　株式会社ワイズ企画
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地16　幕張ファミールハイツ３棟304号
破産者　湯澤　宏規
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０９号
千葉県野田市七光台327番地の２
破産者　根岸　裕司
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８６号
千葉県松戸市新松戸７丁目223番地　新松戸西パークハウスＦ―907
破産者　株式会社愛伸総合サービス
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８７号
千葉県松戸市新松戸７丁目223番地　新松戸西パークハウスＦ―907
破産者　竹内　　剛
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９０３号
北海道石狩市新港西３丁目750番地12
破産者　株式会社ＥＭテック
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６７号
埼玉県川口市大字安行1095番地
破産者　株式会社大舜物流
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３７号
埼玉県朝霞市西原２丁目５番16―107号
破産者　山王エフシーサービス株式会社
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４１号
最後の住所千葉市若葉区大宮台５丁目10番10号
破産者　亡伊藤十喜子相続財産
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１１号
千葉市中央区宮崎町531番地の18
破産者　五光商事株式会社
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９８号
千葉市若葉区桜木北３丁目８番１号
破産者　喜入　千秋
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３５号
千葉県市原市八幡2366番地１　バニュルスⅠ―205号
破産者　坂口　眞一
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
大阪府大東市川中新町10番507号
破産者　有限会社Ｓ．Ｄ．Ｓ
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
神奈川県座間市相武台４丁目1340番地の１藤和相武台コープⅡ303号
破産者　有限会社和清舎
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５４３号
静岡県藤枝市志太４丁目９番26号
破産者　有限会社井戸上組
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部